

○	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第一条関係）	1
○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（第二条関係）	3
○	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）（抄）（第三条関係）	4
○	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）（第四条関係）	10
○	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）（第五条関係）	13
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）（第六条関係）	18
○	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）（第七条関係）	20
○	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）（第八条関係）	30
○	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）（抄）（第九条関係）	34
○	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）（第十条関係）	36
○	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（抄）（第十一条関係）	39
○	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）（第十二条関係）	43
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（第十三条関係）	45
○	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）（第十四条関係）	49
○	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）（第十五条関係）	52
○	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（抄）（第十六条関係）	53
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第十七条関係）	54
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（第十八条関係）	57
○	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（抄）（第十九条関係）	58
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第九条関係）	65

○	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）（附則第十条関係）	．．．．．	72
○	石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）（附則第十一条関係）	．．．．．	73
○	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）（附則第十二条関係）	．．．．．	74
○	優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）（抄）（附則第十三条関係）	．．．．．	75
○	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（抄） （附則第十四条関係）	．．．．．	76
○	景觀法（平成十六年法律第一百十号）（抄）（附則第十五条関係）	．．．．．	77
○	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）（附則第十六条関係）	．．．．．	78
○	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）（抄） （附則第十七条関係）	．．．．．	79
○	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 （平成二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十八条関係）	．．．．．	80
○	東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）（附則第十九条関係）	．．．．．	82
○	大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）（附則第二十条関係）	．．．．．	85
○	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 （平成二十五年法律第八十一号）（抄）（附則第二十一条関係）	．．．．．	86

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）第四条による改正後のもの

改 正 案	現 行
<p>第四条  次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会</p> <p>三 （略）</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十四条第三項において「指定都市」という。）の</p>	<p>第四条  次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。</p> <p>一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣</p> <p>二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会</p> <p>三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十四条第三項において「指定都市」という。）の</p>

設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならぬとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤  
(略)

設置する高等学校及び中等教育学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校及び中等教育学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならぬとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤  
(略)

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（委員） 第十三条（略） 2 委員の任期は、二年（委員の任期を二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とする。</p>	<p>（委員） 第十三条（略） 2 委員の任期は、二年とする。</p>

改正案

現行

<p>第三条の二 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者としてその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長</p> <p>。第六条の二及び第十条第二項において同じ。）の許可を受けた者（以下「特定毒物研究者」という。）でなければ、特定毒物を製造してはならない。</p> <p>2 〓 11 （略）</p> <p>（特定毒物研究者の許可）</p> <p>第六条の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、その主たる研究所の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（届出）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 特定毒物研究者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、三十日以内に、その主たる研究所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出な</p>	<p>第三条の二 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者（以下「特定毒物研究者」という。）でなければ、特定毒物を製造してはならない。</p> <p>2 〓 11 （略）</p> <p>（特定毒物研究者の許可）</p> <p>第六条の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、都道府県知事に申請書を出さなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（届出）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 特定毒物研究者は、次の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p>
---	--

ければならない。

一〇三 (略)

3 (略)

(回収等の命令)

第十五条の三 都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合には指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三において同じ。)は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行う毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(登録の取消等)

第十九条 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。)は、販売業の登録を受けている者について、これらの者の有する設備が第五条の規定に基づく厚生労働省令で定める基準

一〇三 (略)

3 (略)

(回収等の命令)

第十五条の三 都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十七条第二項及び第二十三条の三において同じ。)は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(登録の取消等)

第十九条 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項及び第四項において同じ。)は、販売業の登録を受けている者について、これらの者の有する設備が第五条の規定に基づく厚生労働省令で

に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を同条の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

25 (略)

6 厚生労働大臣は、緊急時において必要があると認めるときは、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し、第一項から第四項までの規定に基づく処分（指定都市の長に対しては、同項の規定に基づく処分に限る。）を行うよう指示をすることができる。

(聴聞等の方法の特例)

第二十条 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前条第二項の規定による登録の取消し、同条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令又は同条第四項の規定による許可の取消し（次項において「登録の取消処分等」という。）に係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

(登録が失効した場合等の措置)

第二十一条 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒

定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を同条の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

25 (略)

6 厚生労働大臣は、緊急時において必要があると認めるときは、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し、第一項から第四項までの規定に基づく処分を行うよう指示をすることができる。

(聴聞等の方法の特例)

第二十条 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前条第二項の規定による登録の取消し、同条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令又は同条第四項の規定による許可の取消し（次項において「登録の取消処分等」という。）に係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

(登録が失効した場合等の措置)

第二十一条 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒



物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、毒物又は劇物の販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長）に、特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、それぞれ現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならぬ。

2～4 (略)

(業務上取扱者の届出等)

第二十二條 (略)

2・3 (略)

4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十六条の二、第十七条第二項から第五項まで並びに第十九条第三項及び第六項の規定は、第一項に規定する者（第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）に」と、第十五条の三中「毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗」とあるのは「第二十二條第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を含む。）の事業場」と、「とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合

物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、毒物若しくは劇物の販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者又は特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならぬ。

2～4 (略)

(業務上取扱者の届出等)

第二十二條 (略)

2・3 (略)

4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十六条の二、第十七条第二項から第五項まで並びに第十九条第三項及び第六項の規定は、第一項に規定する者（第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）に」と、第十五条の三中「毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗」とあるのは「第二十二條第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を含む。）の事業場」と、「第二十三條の三」とあるのは「第十九條第三項」と読み替えるものとする。

においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三」とあるのは「。第十七条第二項及び第十九条第三項」と、「又は特定毒物研究者の行う」とあるのは「の行う」と読み替えるものとする。

5～7 (略)

(事務の区分)

第二十三条の五 第四条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）、第十条第一項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）及び第二十一条第一項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限るものとし、同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 二の二 (略)

三 第十六条の二（第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第十七条第一項又は第二項（これらの規定を第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣、

都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区

5～7 (略)

(事務の区分)

第二十三条の五 第四条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）、第十条第一項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限るものとし、同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 二の二 (略)

三 第十六条の二（第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第十七条第一項又は第二項（これらの規定を第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣、都道府

県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の要求があつた

の区長の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七条第一項又は第二項（これらの規定を第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査、質問又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十一條第一項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七 第二十二條第一項から第三項までの規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七条第一項又は第二項（これらの規定を第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。）の規定による立入、検査、質問又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十一條第一項（同條第四項で準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七 第二十二條第一項から第三項までに規定する届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（免許の有効期間）</p> <p>第五条 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々の十二月三十一日までとする。</p> <p>（譲渡し）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。</p> <p>11 麻薬小売業者は、麻薬処方せん（第二十七条第三項又は第四項の規定</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>十七 麻薬小売業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。</p> <p>十八～四十三（略）</p> <p>（免許の有効期間）</p> <p>第五条 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。</p> <p>（譲渡し）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>（新設）</p> <p>10 麻薬小売業者は、麻薬処方せん（第二十七条第三項又は第四項の規定</p>

に違反して交付されたものを除く。)を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

12| 前項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けて譲り渡すときは、適用しない。

一| 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事

二| 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働大臣

(証紙による封かん)

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、第二十四条第十項又は第十二項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、適用しない。

(容器及び被包の記載)

第三十一条 麻薬営業者(麻薬小売業者を除く。)は、その容器及び容器の直接の被包に「麻」の記号及び次に掲げる事項が記載されている麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。ただし、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

一〜三 (略)

(譲受証及び譲渡証)

第三十二条 麻薬営業者(麻薬小売業者を除く。次項において同じ。)は

に違反して交付されたものを除く。)を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

11| 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。

(証紙による封かん)

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、第二十四条第十一項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、適用しない。

(容器及び被包の記載)

第三十一条 麻薬営業者(麻薬小売業者を除く。)は、その容器及び容器の直接の被包に「麻」の記号及び左に掲げる事項が記載されている麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。但し、第二十四条第十一項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

一〜三 (略)

(譲受証及び譲渡証)

第三十二条 麻薬営業者(麻薬小売業者を除く。次項において同じ。)は

、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生労働省令で定めるところにより作成した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えてなれば、麻薬を交付してはならず、かつ、麻薬を交付するときは、同時に、厚生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。ただし、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(事務の区分)

第六十二条の二 第二十四条第十二項(第一号に係る部分に限る。)、第二十九条、第三十五条、第三十六条第一項及び第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)、第四十六条から第四十九条まで、第五十条の二十二、第五十条の二十四第二項及び第三項、第五十条の三十三、第五十条の三十八第一項及び第二項、第五十条の三十九、第五十八条の二から第五十八条の五まで、第五十八条の六第一項、第四項、第五項及び第八項、第五十八条の八第一項、同条第二項から第六項まで(これらの規定を第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条の十一、第五十八条の十二並びに第五十八条の十六の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生労働省令で定めるところにより作成した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えてなれば、麻薬を交付してはならず、かつ、麻薬を交付するときは、同時に、厚生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。ただし、第二十四条第十一項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(事務の区分)

第六十二条の二 第二十九条、第三十五条、第三十六条第一項及び第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)、第四十六条から第四十九条まで、第五十条の二十二、第五十条の二十四第二項及び第三項、第五十条の三十三、第五十条の三十八第一項及び第二項、第五十条の三十九、第五十八条の二から第五十八条の五まで、第五十八条の六第一項、第四項、第五項及び第八項、第五十八条の八第一項、同条第二項から第六項まで(これらの規定を第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条の十一、第五十八条の十二並びに第五十八条の十六の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）第三十一条による改正後のもの

改正案	現行
<p>（高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三十九条の三第一項において同じ。）が与える。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（動物用医薬品等）</p> <p>第八十三条 医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品（治験の対象とされる薬物等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第二条第十五項、第九条の二、第九条の三第一項、第二項及び第四項、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十六条の六の二、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の七の二、第七十六条の八第</p>	<p>（高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。）が与える。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（動物用医薬品等）</p> <p>第八十三条 医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品（治験の対象とされる薬物等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第二条第十五項、第九条の二、第九条の三第一項、第二項及び第四項、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十六条の六の二、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の七の二、第七十六条の八第</p>

一項、第七十六条の九、第七十六条の十、第七十七条、第八十一条の四、次項及び第三項並びに第八十三条の四第三項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第四条第一項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七條第三項並びに第十条第一項（第三十八条第一項並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。））において同じ。」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号イ中「医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品」とあり、並びに同号ロ、第二十五条第二号、第二十六条第三項第五号、第二十九条の二第一項第二号、第三十一条、第三十六条の九（見出しを含む。）、第三十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第八条の二第一項中「医療を受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と、第九条第一項第二号中「一般用医薬品（第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）（「とあるのは「医薬品」と、第十四条第二項第三号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）について

一項、第七十六条の九、第七十六条の十、第七十七条、第八十一条の四、次項及び第三項並びに第八十三条の四第三項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第四条第一項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七條第三項並びに第十条第一項（第三十八条第一項並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。））において同じ。」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号イ中「医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品」とあり、並びに同号ロ、第二十五条第二号、第二十六条第三項第五号、第二十九条の二第一項第二号、第三十一条、第三十六条の九（見出しを含む。）、第三十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第八条の二第一項中「医療を受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と、第九条第一項第二号中「一般用医薬品（第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）（「とあるのは「医薬品」と、第十四条第二項第三号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）について



の残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第七項、第二十三条の二の五第九項及び第二十三条の二十五第七項中「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第十四条の三第一項第一号、第二十三条の二の八第一項第一号及び第二十三条の二十八第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第二十一条第一項中「都道府県知事（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売し、又は授与する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域においては、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第二十三条の二十五第二項第三号ロ及び第二十三条の二十六第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は申請に係る使用方法に従い使用される場合にその使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と、第二十五条第一号中「要指導医薬品（第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）又は一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条第一項中「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にあ

の残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第七項、第二十三条の二の五第九項及び第二十三条の二十五第七項中「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第十四条の三第一項第一号、第二十三条の二の八第一項第一号及び第二十三条の二十八第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第二十一条第一項中「都道府県知事（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売し、又は授与する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域においては、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第二十三条の二十五第二項第三号ロ及び第二十三条の二十六第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は申請に係る使用方法に従い使用される場合にその使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と、第二十五条第一号中「要指導医薬品（第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）又は一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条第一項中「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にあ

る場合においては、市長又は区長。次項及び第二十八条第三項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十六条の八第一項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産大臣が指定する医薬品（以下「指定医薬品」という。）以外の医薬品」と、同条第二項及び第三十六条の九第二号中「第二类医薬品及び第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第三十六条の十第三項及び第四項中「第二类医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十九条第二項中「都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三十九条の三第一項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第四十九条の見出し中「処方箋医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方箋の交付」とあるのは「処方箋の交付又は指示」と、第五十条第七号中「一般用医薬品にあつては、第三十六条の七第一項に規定する区分ごとに」とあるのは「指定医薬品にあつては」と、同条第十二号中「医師等の処方箋」とあるのは「獣医師等の処方箋・指示」と、同条第十三号及び第五十九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身体」と、第五十七条の二第三項中「第一類医薬品、第二类医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所

る場合においては、市長又は区長。次項及び第二十八条第三項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十六条の八第一項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産大臣が指定する医薬品（以下「指定医薬品」という。）以外の医薬品」と、同条第二項及び第三十六条の九第二号中「第二类医薬品及び第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第三十六条の十第三項及び第四項中「第二类医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十九条第二項中「都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第四十九条の見出し中「処方箋医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方箋の交付」とあるのは「処方箋の交付又は指示」と、第五十条第七号中「一般用医薬品にあつては、第三十六条の七第一項に規定する区分ごとに」とあるのは「指定医薬品にあつては」と、同条第十二号中「医師等の処方箋」とあるのは「獣医師等の処方箋・指示」と、同条第十三号及び第五十九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身体」と、第五十条の二第三項中「第一類医薬品、第二类医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市

を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の四、第七十二条の五、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項及び第七十条第二項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十六条の三第一項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「、都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」とする。

2・3 (略)

又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の四、第七十二条の五、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項及び第七十条第二項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十六条の三第一項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「、都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」とする。

2・3 (略)

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）による改正後のもの

改正案	現行
<p>（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>第五条 削除</p>	<p>（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）</p> <p>第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合）にあっては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（認定の有効期間）</p> <p>第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。</p> <p>2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところ</p>

るにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申請書の提出があったときは、都道府県知事は、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らし、当該保育所において保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該保育を必要とする子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならない。

改正案

現行

（農地の転用の制限）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 (略)

一 (略)

二 国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるもの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

二 国又は都道府県が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるもの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

三〇六 (略)

三〇六 (略)

七 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）をい

七 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたものをいう。）内にある農地を、政令で定めるところ

う。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合

八 (略)

2 (略)

3 都道府県知事等が、第一項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

4 (略)

5 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

6 第三項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

7 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当す

によりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合

八 (略)

2 (略)

3 都道府県知事が、第一項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

4 (略)

5 国又は都道府県が農地を農地以外のものにしようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議(その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクターを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣との協議)が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

6 第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

(新設)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事等の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘ

る場合は、この限りでない。

一 国又は都道府県等が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合

二〇七 (略)

2・3 (略)

4 国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

5 前条第三項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

(立入調査)

第四十九条 農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、この法律による買収その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他

クタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。）には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 国又は都道府県が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合

二〇七 (略)

2・3 (略)

4 国又は都道府県が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合には、農林水産大臣との協議）が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

5 前条第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

(立入調査)

第四十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律による買収その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作



人の土地又は工作物に立ち入つて調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。

2 (略)

3 第一項の場合には、農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、その土地又は工作物の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、通知をすることができない場合その他特別の事情がある場合には、公示をもつて通知に代えることができる。

4 (略)

5 国又は都道府県等は、第一項の土地又は工作物の所有者又は占有者が同項の規定による調査、測量又は物件の除去若しくは移転によつて損失を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

6 (略)

(報告)

第五十条 農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、この法律を施行するため必要があるときは、土地の状況等に関し、都道府県農業会議又は農業委員会から必要な報告を求めることができる。

(違反転用に対する処分)

第五十一条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号の

物に立ち入つて調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。

2 (略)

3 第一項の場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、その土地又は工作物の占有者にこれを通知しなければならない。但し、通知をすることができない場合その他特別の事情がある場合には、公示をもつて通知に代えることができる。

4 (略)

5 国又は都道府県等は、第一項の土地又は工作物の所有者又は占有者が同項の規定による調査、測量又は物件の除去若しくは移転によつて損失を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

6 (略)

(報告の徴取)

第五十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、土地の状況等に関し、都道府県農業会議又は農業委員会から必要な報告を徴することができる。

(違反転用に対する処分)

第五十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところによ

いずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）  
（）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

一〇四（略）

2（略）

3 都道府県知事等は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一〇三（略）

4 都道府県知事等は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。

5（略）

り、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）  
（）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

一〇四（略）

2（略）

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一〇三（略）

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。

5（略）

(指示及び代行)

第五十八条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるとき、この法律に規定する農業委員会の事務(第六十三条第一項第二号から第四号まで、第八号及び第九号並びに第二項各号に掲げるものを除く。)の処理に関し、農業委員会に対し、必要な指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるとき、この法律に規定する都道府県知事又は指定市町村の長の事務(第六十三条第一項第二号、第三号、第六号から第八号までに掲げるものを除く。次項において同じ。)の処理に関し、都道府県知事又は指定市町村の長に対し、必要な指示をすることができる。

3 農林水産大臣は、都道府県知事又は指定市町村の長が前項の指示に従わないときは、この法律に規定する都道府県知事又は指定市町村の長の事務を処理することができる。

4 (略)

(是正の要求の方式)

第五十九条 農林水産大臣は、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 第四条第一項及び第五項の規定により都道府県知事が処理すること

(指示及び代行)

第五十八条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるとき、この法律に規定する農業委員会の事務(第六十三条第一項第四号、第八号及び第九号並びに第二項各号に掲げるものを除く。)の処理に関し、農業委員会に対し、必要な指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるとき、この法律に規定する都道府県知事の事務(第六十三条第一項第二号、第三号、第六号から第八号までに掲げるものを除く。次項において同じ。)の処理に関し、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる。

3 農林水産大臣は、都道府県知事が前項の指示に従わないときは、この法律に規定する都道府県知事の事務を処理することができる。

4 (略)

(是正の要求の方式)

第五十九条 農林水産大臣は、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 第四条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされてい

とされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第五条第一項及び第四項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

2 農林水産大臣は、次に掲げる市町村の事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第二項の指示を行うときは、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 第四条第一項及び第五項の規定により指定市町村の長が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第五条第一項及び第四項の規定により指定市町村の長が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

三 前項各号に掲げる都道府県知事の手務を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合における当該市町村の当該事務

る事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第五条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる都道府県知事の手務を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合において、当該市町村の当該事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして同法第二百四十五条の五第二項の指示を行うときは、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

(事務の区分)

第六十三条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 第四条第一項、第三項(同条第六項において準用する場合を含む)。

( )及び第五項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

三 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項において準用する第四条第三項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

四・五 (略)

六 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第二号、第三号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。)

七 第五十一条の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第二号及び第三号に掲げる事務に係るものに限る。)

八・九 (略)

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち

(事務の区分)

第六十三条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 第四条第一項、第三項(同条第六項において準用する場合を含む)。

( )及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

三 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項において準用する第四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

四・五 (略)

六 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県が処理することとされている事務(第二号、第三号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。)

七 第五十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務(第二号及び第三号に掲げる事務に係るものに限る。)

八・九 (略)

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち

、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第四条第一項第七号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第五条第一項第六号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十一条第一項の規定による都道府県知事等の命令に違反した者

#### 附則

(農林水産大臣に対する協議)

2 都道府県知事等は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第四条第一項第七号の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第五条第一項第六号の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十一条第一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事の命令に違反した者

#### 附則

(農林水産大臣に対する協議)

2 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（地域整備法の定めるところに従って農地を農地

第一百十二号)その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの(第三号において「地域整備法」という。)の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする行為で政令で定める要件に該当するものを除く。次号において同じ。)に係る第四条第一項の許可をしようとする場合

二 同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る第四条第五項の協議を成立させようとする場合

三 同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する行為で政令で定める要件に該当するものを除く。次号において同じ。)に係る第五条第一項の許可をしようとする場合

四 同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係る第五条第四項の協議を成立させようとする場合

以外のものにする行為で第四条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。次号において同じ。)に係る同項の許可をしようとする場合

二 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る第四条第五項の協議を成立させようとする場合

三 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する行為で第五条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。次号において同じ。)に係る第五条第一項の許可をしようとする場合

四 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係る第五条第四項の協議を成立させようとする場合

改正案	現行
<p>（基本指針の作成）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、前項第一号の農用地等の面積の目標及び同項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、<u>関係市町村の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>5（略）</p> <p>（基本指針の変更）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>2 前条第三項から第五項までの規定は、基本指針の変更について準用する。</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（農業振興地域の指定）</p>	<p>（基本指針の作成）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、前項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>4（略）</p> <p>（基本指針の変更）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、基本指針の変更について準用する。</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（農業振興地域の指定）</p>



3 農業振興地域の指定は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）については、してはならない。

4～6 （略）

（農用地区域内における開発行為の制限）

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一～七 （略）

2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

3 市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を

3 農業振興地域の指定は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたものについては、してはならない。

4～6 （略）

（農用地区域内における開発行為の制限）

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一～七 （略）

2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。

付することができる。

4 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

一〜三 (略)

5 (略)

6 都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

7 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

8 (略)

9 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(監督処分)

第十五条の三 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

一〜三 (略)

5 (略)

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

7 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

8 (略)

(新設)

(監督処分)

第十五条の三 都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等)

第十五条の四 都道府県知事等は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行っている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(農地等の転用の制限)

第十七条 都道府県知事及び農地法第四条第一項に規定する指定市町村の長は、農用地区域内にある同法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四条第一項及び第五条第一項の許可に関する処分を行うに当たっては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。

(農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等)

第十五条の四 都道府県知事は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行っている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(農地等の転用の制限)

第十七条 農林水産大臣及び都道府県知事は、農用地区域内にある農地法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四条第一項及び第五条第一項の許可に関する処分を行うに当たっては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。

○ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農林業等活性化基盤整備計画）            第四条（略）            2～7（略）            8 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、第二項第一号に掲げる事項について、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、同号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものについては、都道府県知事の同意を得なければならない。</p> <p>9（略）</p> <p>（所有権移転等促進計画の作成等）            第八条（略）            2～5（略）</p> <p>6 計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前三項の規定の適用については、第三項中「要件に」とあるのは「要件及び次項第一号に掲げる要件に該当する場合にあつては周辺の農用地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に」と、第四項中「次に掲げる要件</p>	<p>（農林業等活性化基盤整備計画）            第四条（略）            2～7（略）            8 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、第二項第一号に掲げる事項について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>9（略）</p> <p>（所有権移転等促進計画の作成等）            第八条（略）            2～5（略）            （新設）</p>

のいずれか」とあるのは「第二号に掲げる要件」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「計画作成市町村」と、「について同項の承認をしよ  
う」とあるのは「を定めよう」とする。

改正案

現行

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>目次 第一章〜第三章（略） 第四章 雑則（第四十六条―第五十七条の四） 第五章（略） 附則</p>	<p>目次 第一章〜第三章（略） 第四章 雑則（第四十六条―第五十七条の三） 第五章（略） 附則</p>
<p>（立入検査等） 第四十三条 経済産業大臣、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。</p> <p>2〜5（略）</p> <p>第四十九条の二 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき第三十一条第三項に規定する試験に係る手数料を徴収する場合において</p>	<p>（立入検査等） 第四十三条 経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。</p> <p>2〜5（略）</p> <p>第四十九条の二 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき第三十一条第三項に規定する試験に係</p>

は、第三十一条の三第一項の規定により指定試験機関が行う第三十一条第三項に規定する試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(経済産業大臣と国家公安委員会との関係等)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官は、火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定める区分により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

5・6 (略)

(都道府県又は指定都市が処理する事務)

第五十六条の二 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は指定都市の長が行うこととすることができる。

(経済産業大臣の指示)

第五十七条の二 経済産業大臣は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は指定都市

る手数料を徴収する場合においては、第三十一条の三第一項の規定により指定試験機関が行う第三十一条第三項に規定する試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(経済産業大臣と国家公安委員会との関係等)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官は、火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定める区分により、経済産業大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

5・6 (略)

(都道府県が処理する事務)

第五十六条の二 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(経済産業大臣の指示)

第五十七条の二 経済産業大臣は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この

の長に対し、この法律又は第五十六条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされる事務に関し、必要な指示をすることができる。

(大都市の特例)

第五十七条の四 第二章及び前章第一節(第三十一条第三項及び第五項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第三項並びに第四十三条第一項を除く。)並びに第四十五条の三の十、第四十六条第二項、第四十七条及び第五十二条(第四項を除く。)の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

法律又は第五十六条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に関し、必要な指示をすることができる。

(新設)



改正案

現行

<p>（登録の申請） 第三十二条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第三十二条の四第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>（登録の申請） 第三十二条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第三十二条の四第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。</p>
<p>（登録の拒否） 第三十二条の四 都道府県知事は、第三十二条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三十二条の二第一項の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）</p> <p>五 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前各号のいずれかに該</p>	<p>（登録の拒否） 第三十二条の四 都道府県知事は、第三十二条の二第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～三（略） （新設）</p> <p>四 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前各号のいずれかに該</p>

当する者があるもの

六| その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第四号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者

イ・ロ (略)

七| 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 (略)

(承継)

第三十二条の六 採石業者がその事業の全部を譲り渡し、又は採石業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その採石業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第三十二条の四第一項第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(登録の取消し等)

当する者があるもの

五| その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第三号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者

イ・ロ (略)

(新設)

2 (略)

(承継)

第三十二条の六 採石業者がその事業の全部を譲り渡し、又は採石業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その採石業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第三十二条の四第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(登録の取消し等)

第三十二条の十 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三十二条の四第一項第一号、第三号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。

- 二 第三十二条の四第一項第六号に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号に該当しているとき。

三〇六 (略)

2 (略)

(業務管理者試験等)

第三十二条の十三 (略)

- 2 業務管理者試験の実施及び第三十二条の四第一項第六号の規定による認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(都道府県知事への通報等)

第三十三条の十八 指定都市の長は、当該指定都市の区域において採石業者が第三十三条の規定に違反して岩石の採取を行つたと認めるとき、又は第三十三条の十二の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該採石業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。

- 2 都道府県知事は、第三十二条の十第一項の規定による処分をしたとき

第三十二条の十 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三十二条の四第一項第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき。

- 二 第三十二条の四第一項第五号に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号に該当しているとき。

三〇六 (略)

2 (略)

(業務管理者試験等)

第三十二条の十三 (略)

- 2 業務管理者試験の実施及び第三十二条の四第一項第五号の規定による認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(新設)

は、その旨を当該処分に係る者の採取計画（当該都道府県知事が管轄する区域内の指定都市の区域に係るものに限る。）について第三十三条の認可をした指定都市の長に通報しなければならない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章の三（略）</p> <p>第五章 雑則（第六十条―第七十九条の三）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県又は指定都市が処理する事務）</p> <p>第七十八条の四 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第七十九条の二及び第七十九条の三において同じ。）の長が行うこととすることができる。</p> <p>（経済産業大臣の指示）</p> <p>第七十九条の二 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は指定都市の長に対し、この法律又は第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされる事務に関し、必要な指示をすることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章の三（略）</p> <p>第五章 雑則（第六十条―第七十九条の二）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第七十八条の四 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>（経済産業大臣の指示）</p> <p>第七十九条の二 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律又は第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に関し、必要な指示をすることができる。</p>

(大都市の特例)

第七十九条の三、第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十一、第四十九条の三十（第四十九條の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六條の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合において、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(新設)

改正案	現行
<p>（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除） 第七十条の七（略）</p> <p>2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 認定贈与承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第二条に規定する中小企業者のうち円滑化法認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項の規定の適用に係る贈与の時に、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。</p> <p>イ〜へ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 円滑化法認定 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項（同項第一号に係るものとして財務省令で定めるものに限る。）の経済産業大臣（同法第十六条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあっては、当該都道府県知事）の認定をいう。</p> <p>五〜九（略）</p> <p>3〜30（略）</p>	<p>（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除） 第七十条の七（略）</p> <p>2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 認定贈与承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第二条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項の規定の適用に係る贈与の時に、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。</p> <p>イ〜へ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 経済産業大臣認定 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項（同項第一号に係るものとして財務省令で定めるものに限る。）の経済産業大臣の認定をいう。</p> <p>五〜九（略）</p> <p>3〜30（略）</p>

31 経済産業大臣又は経済産業局長（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十六条の規定に基づく政令の規定により円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合にあっては、当該都道府県知事。次項、次条第三十一項及び第三十二項並びに第七十条の七の四第十六項及び第十七項において同じ。）は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の特例受贈非上場株式等若しくは当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について、第四項から第六項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該特例受贈非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該経営承継受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

32・33 （略）

（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）

第七十条の七の二 （略）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち円滑化法認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項の規

31 経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の特例受贈非上場株式等若しくは当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について、第四項から第六項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該特例受贈非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該経営承継受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

32・33 （略）

（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）

第七十条の七の二 （略）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項



定の適用に係る相続の開始の時に、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ〜ハ (略)

二・三 (略)

四 円滑化法認定 前条第二項第四号に定める認定をいう。

五〜九 (略)

3〜33 (略)

(事務の区分)

第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県 第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並び

に第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項(第七十

の規定の適用に係る相続の開始の時に、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ〜ハ (略)

二・三 (略)

四 経済産業大臣認定 前条第二項第四号に定める認定をいう。

五〜九 (略)

3〜33 (略)

(事務の区分)

第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県 第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並び

に第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項(第七十

(略)	
(略)	<p>条の六第四十一項において準用する場合を含む。)、第七  十條の六の四第十八項、第七十條の七第三十一項及び第七  十條の七の二第三十一項(第七十條の七の四第十六項にお  いて準用する場合を含む。)の通知に関する事務</p>
(略)	
(略)	<p>条の六第四十一項において準用する場合を含む。)、及び第  七十條の六の四第十八項の通知に関する事務</p>

改正案

現行

（登録の申請）

（登録の申請）

第四条（略）

第四条（略）

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第六条第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

（登録の拒否）

第六条 都道府県知事は、第三条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

第六条 都道府県知事は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～三（略）

一～三（略）

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）

（新設）  
四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

六 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第四号までに

五 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第三号までに

該当しないものを業務主任者として置いていない者

イ・ロ (略)

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 (略)

(承継)

第八条 砂利採取業者がその事業の全部を譲り渡し、又は砂利採取業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その砂利採取業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第六条第一項第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(登録の取消し等)

第十二条 都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間

該当しないものを業務主任者として置いていない者

イ・ロ (略)

(新設)

2 (略)

(承継)

第八条 砂利採取業者がその事業の全部を譲り渡し、又は砂利採取業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その砂利採取業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第六条第一項第一号から第四号まで

2 (略)

(登録の取消し等)

第十二条 都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間

<p>を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第六条第一項第一号、第三号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>二 第六条第一項第六号に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号に該当しているとき。</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(業務主任者試験等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 業務主任者試験及び第六条第一項第六号口の規定による認定の実施に関する細目は、経済産業省令で定める。</p>	<p>を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。</p> <p>二 第六条第一項第五号の規定に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号の規定に該当しているとき。</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(業務主任者試験等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 業務主任者試験及び第六条第一項第五号口の規定による認定の実施に関する細目は、経済産業省令で定める。</p>
--	---

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（都道府県が処理する事務）</p> <p>第四十条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（権限の委任）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、<u>第四十条第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（権限の委任）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、<u>前条第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</u></p>

○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（抄）（第十六条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十六条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>第十七条（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第十六条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>第十六条（略）</p>

改正案	現行
<p>(建築主事)            第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村は、前項の規定により建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>4 市町村が前項の規定により協議して建築主事を置くときは、当該市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>5 7 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(委員の欠格条項)</p>	<p>(建築主事)            第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村は、前項の規定によつて建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>4 市町村が前項の規定による同意を得た場合において建築主事を置くときは、市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>5 7 (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第八十条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</p> <p>(委員の欠格条項)</p>



第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができな  
い。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受  
けることがなくなるまでの者

(委員の解任)

第八十条の二 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委  
員が前条各号のいずれかに該当するに至つた場合においては、その委員  
を解任しなければならない。

2 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各  
号のいずれかに該当する場合には、その委員を解任することができる。  
きる。

一・二 (略)

(条例への委任)

第八十三条 この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事  
並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に關して必要な  
事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国  
土交通省令で定める基準を参酌するものとする。

(特別区の特例)

第九十七条の三 (略)

第八十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることがで  
きない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受  
けることがなくなるまでの者

(委員の解任)

第八十条の三 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委  
員が前条各号の一に該当するに至つた場合においては、その委員を解任  
しなければならない。

2 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各  
号の一に該当する場合には、その委員を解任することができる。

一・二 (略)

(条例への委任)

第八十三条 この章に規定するものを除く外、建築審査会の組織、議事並  
びに委員の報酬及び費用弁償その他建築審査会に關して必要な事項は、  
条例で定める。

(特別区の特例)

第九十七条の三 (略)

2・3 (略)

4 特別区が第四条第二項の規定により建築主事を置こうとする場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「協議しなければ」とあるのは「協議し、その同意を得なければ」と、同条第四項中「により協議して」とあるのは「による同意を得た場合において」とする。

2・3 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>（他の行政機関等との調整等）</p> <p>第二十三条 国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（第六条の二第二項第一号に掲げる事項に限る。以下この条及び第二十四条第三項において同じ。）若しくは区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するときを除く。）は、国土交通大臣又は都道府県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。ただし、国土交通大臣が区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとする場合又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとする場合（国土交通大臣の同意を要する場合を除く。）にあつては、当該区域区分により市街化区域に定められることとなる土地の区域に農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域その他政令で定める土地の区域が含まれるときに限る。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>（他の行政機関等との調整等）</p> <p>第二十三条 国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（第六条の二第二項第一号に掲げる事項に限る。以下この条及び第二十四条第三項において同じ。）若しくは区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するときを除く。）は、国土交通大臣又は都道府県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>2～7 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条―第三十六条）</p> <p>第六章 罰則（第三十七条―第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（国及び都道府県の責務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2  都道府県は、国との連携を図りつつ、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策を推進するよう努めなければならない。</p> <p>（事業者及び使用者の責務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 特定特殊自動車を使用する者は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び都道府県が実施する特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>（技術基準適合命令）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条―第三十三条）</p> <p>第六章 罰則（第三十四条―第四十二条）</p> <p>附則</p> <p>（国の責務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（事業者及び使用者の責務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 特定特殊自動車を使用する者は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国が実施する特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>（技術基準適合命令）</p>

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特定特殊自動車  
が技術基準（特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準（第十  
二条第三項の規定による承認を受けた少数生産車にあつては、同項の基  
準）をいう。以下同じ。）に適合しない状態になったと認めるときは、  
当該特定特殊自動車の使用者に対し、期間を定めて技術基準に適合させ  
るために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、主務省令で定  
めるところにより、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

（指針）

第二十八条（略）

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特定特殊自動車を業  
として使用する者に対し、前項の指針に即して特定特殊自動車排出ガス  
の排出の抑制を図ることについて指導及び助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による指導又は助言をしたときは、主務  
省令で定めるところにより、その内容を主務大臣に報告しなければならない。  
ない。

（報告徴収）

第二十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条  
第一項の規定による特定原動機の型式の指定を受けた者（次条第一項に  
おいて「指定事業者」という。）、届出事業者、第十二条第三項の規定  
による少数生産車の承認を受けた者（次条第一項において「承認事業者

第十八条 主務大臣は、特定特殊自動車  
が技術基準（特定原動機技術基準  
及び特定特殊自動車技術基準（第十二条第三項の規定による承認を受け  
た少数生産車にあつては、同項の基準）をいう。以下同じ。）に適合し  
ない状態になったと認めるときは、当該特定特殊自動車の使用者に対し  
、期間を定めて技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきこと  
を命ずることができる。

（新設）

（指針）

第二十八条（略）

2 主務大臣は、特定特殊自動車を業として使用する者に対し、前項の指  
針に即して特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについて指  
導及び助言を行うことができる。

（新設）

（報告徴収及び立入検査）

第二十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条  
第一項の規定による特定原動機の型式の指定を受けた者（次項において  
「指定事業者」という。）、届出事業者、第十二条第三項の規定による  
少数生産車の承認を受けた者（次項において「承認事業者」という。）

「という。」又は特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、第十八条第一項又は前条第二項の規定の施行に必要な限度において、特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

3 第一項の規定による報告の徴収（前項の規定により都道府県知事が行うことができることとされるものに限る。）は、特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 都道府県知事は、第二項の規定により特定特殊自動車の使用者に報告をさせたときは、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

（立入検査）

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

又は特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（新設）

2| 都道府県知事は、第十八条第一項又は第二十八条第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3| 第一項の規定による立入検査（前項の規定により都道府県知事が行うことができることとされるものに限る。）は、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4| 都道府県知事は、第二項の規定による立入検査をしたときは、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

5| 第一項又は第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6| 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（関係都道府県知事に対する通知等）

第三十一条 主務大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、関係都道府県知事に対して、通知その他の情報の提供のために必要な措置を講じなければならない。

一 第十条第四項の規定による公示をしたとき。

二 第十二条第三項の規定による承認をしたとき。

（新設）

- 三 第十三条の規定による命令をしたとき。
- 四 第十四条第二項の規定による公示をしたとき。
- 五 第十五条の規定による公示をしたとき。
- 六 第十七条第一項ただし書の規定による確認をしたとき。
- 七 第二十八条第一項の規定による公表をしたとき。
- 八 第二十九条第一項の規定による報告の徴収（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。
- 九 前条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。

第三十二条・第三十三条（略）

（主務大臣等）

第三十四条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

- 一 第十八条第二項の規定による報告、第二十九条第一項の規定による報告徴収（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による報告並びに第三十条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による報告に関する事項 環境大臣及び特定特殊自動車を使用する事業を所管する大臣

二 第二十八条第一項の規定による指針の策定及び公表並びに同条第三

第三十条・第三十一条（略）

（主務大臣等）

第三十二条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

- 一 第十八条の規定による命令並びに第二十九条第一項の規定による報告徴収及び同条第二項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）に関する事項 環境大臣及び特定特殊自動車を使用する事業を所管する大臣

二 第二十八条第一項の規定による指針の策定及び公表並びに同条第二



項の規定による報告に関する事項 特定特殊自動車を使用する事業を  
所管する大臣

2・3 (略)

(主務大臣と都道府県知事の連携)

第三十五条 主務大臣又は都道府県知事がこの法律に規定する事務を行う  
ときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第三十六条 (略)

## 第六章 罰則

第三十七条～第四十条 (略)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に  
処する。

一～四 (略)

五 第十八条第一項の規定による命令に違反した者

六 第二十九条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の  
報告をした者

七 第三十条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく  
は忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした  
者

項の規定による指導及び助言に関する事項 特定特殊自動車を使用す  
る事業を所管する大臣

2・3 (略)

(新設)

第三十三条 (略)

## 第六章 罰則

第三十四条～第三十七条 (略)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に  
処する。

一～四 (略)

五 第十八条の規定による命令に違反した者

六 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  
者

七 第二十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し  
、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十二条 (略)

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する特定特殊自動車に関し、第三十七条、第四十条又は第四十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十四条・第四十五条 (略)

第三十九条 (略)

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する特定特殊自動車に関し、第三十四条、第三十七条又は第三十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十一条・第四十二条 (略)

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）</p>	
法律	事務	法律	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）</p>	<p>この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの</p> <p>一（略）</p> <p>二 第四条第一項、第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）</p> <p>三 第五条第一項及び第四項の規定並びに同</p>	<p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）</p>	<p>この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの</p> <p>一（略）</p> <p>二 第四条第一項、第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）</p> <p>三 第五条第一項及び第四項の規定並びに同</p>

(略)	
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）	<p>条第三項及び第五項において準用する第四条第三項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号、第三号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>七 第五十一条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号及び第三号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>八・九（略）</p>

(略)	
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）	<p>条第三項及び第五項において準用する第四条第三項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号、第三号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>七 第五十一条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号及び第三号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>八・九（略）</p>

(略)		<p>租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）</p>
(略)	<p>四項において準用する場合を含む。）、第四十六号から第四十九号まで、第五十条の二十二、第五十条の二十四第二項及び第三項、第五十条の三十三、第五十条の三十八第一項及び第二項、第五十条の三十九、第五十八条の二から第五十八条の五まで、第五十八条の六第一項、第四項、第五項及び第八項、第五十八条の八第一項、同条第二項から第六項まで（これらの規定を第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条の十一、第五十八条の十二並びに第五十八条の十六の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事</p>

(略)		<p>租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）</p>
(略)	<p>ら第四十九号まで、第五十条の二十二、第五十条の二十四第二項及び第三項、第五十条の三十三、第五十条の三十八第一項及び第二項、第五十条の三十九、第五十八条の二から第五十八条の五まで、第五十八条の六第一項、第四項、第五項及び第八項、第五十八条の八第一項、同条第二項から第六項まで（これらの規定を第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条の十一、第五十八条の十二並びに第五十八条の十六の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事</p>

(略)	
<p>農林漁業の健全な発電と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関</p>	
(略)	<p>務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の六の四第十八項、第七十条の七第三十一項及び第七十条の七の二第三十一項（第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務</p> <p>二 (略)</p>
<p>この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第七条第四項第一号及び第十一項第一号</p>	
(略)	
<p>農林漁業の健全な発電と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関</p>	
(略)	<p>務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務</p> <p>二 (略)</p>
<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第七条第四項第二号及び第十一項第一号</p>	

する法律（平成二十五年法律第八十一号）

（これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）

二 第七条第四項第四号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）

三（略）

四 第七条第十三項（第八条第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第七条第九項第一号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規

する法律（平成二十五年法律第八十一号）

（これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）

二 第七条第四項第五号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）

三（略）

（新設）

法律	備考 (略)	(略)	
		(略)	<p>定により指定市町村が処理することとされている事務</p> <p>五 第七条第十三項（第八条第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第七条第十一項第一号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）</p>

法律	備考 (略)	(略)	
		(略)	(新設)



(略)		(略)
(略)	<p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第四条第一項第七号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）</p> <p>二 第五条第一項第六号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）</p>	(略)
(略)		(略)
(略)	<p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第四条第一項第七号の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）</p> <p>二 第五条第一項第六号の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）</p>	(略)

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(設置)            第三条 (略)            2～4 (略)</p> <p>5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）の区域内の農地面積（生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(設置)            第三条 (略)            2～4 (略)</p> <p>5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。</p> <p>6 (略)</p>

改正案	現行
<p>（都道府県知事への報告等）</p> <p>第四十一条 市町村長（特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。）は、この法律又は消防法の規定により、<u>第一種事業所（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の十九第一項の指定都市の長が高圧ガス保安法第七十九条の三の規定により当該第一種事業所に係る同条に規定する事務のいずれも処理することとされているものを除く。次項において同じ。）に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（都道府県知事への報告等）</p> <p>第四十一条 市町村長（特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。）は、この法律又は消防法の規定により、<u>第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（農業経営基盤強化促進基本構想）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 市町村の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。以下「市街化区域」という。）を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</p> <p>ロ（略）</p> <p>3 6（略）</p>	<p>（農業経営基盤強化促進基本構想）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 市町村の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。以下「市街化区域」という。）を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</p> <p>ロ（略）</p> <p>3 6（略）</p>

○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（優良田園住宅建設計画の認定）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、前項の協議に応じようとする場合において、当該優良田園住宅建設計画に係る土地に四ヘクタールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。）が含まれるときその他農林水産省令で定める事由があるときは、あらかじめ、農林水産大臣と協議しなければならない。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>（優良田園住宅建設計画の認定）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、前項の協議に応じようとする場合において、当該優良田園住宅建設計画に係る土地に二ヘクタールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。）が含まれるときその他農林水産省令で定める事由があるときは、あらかじめ、農林水産大臣と協議しなければならない。</p> <p>6～8（略）</p>

改正案	現行
<p>（<u>集団移転促進事業に係る農地法の特例</u>）</p> <p>第十五条 市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同法第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は第五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（<u>集団移転促進事業に係る農地法の特例</u>）</p> <p>第十五条 市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事（当該市町村が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにし、又は四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農林水産大臣）は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は第五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。</p> <p>一・二（略）</p>

改正案	現行
<p>（農業振興地域の整備に関する法律の特例）</p> <p>第五十八条 都道府県知事等〔農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する都道府県知事等をいう。〕は、同項の許可をしよ うとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五 条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十五条の 二第四項各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発 行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困 難となると認めるときは、これを許可してはならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（農業振興地域の整備に関する法律の特例）</p> <p>第五十八条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律第十五条 の二第一項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行 為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開 発行為が同法第十五条の二第四項各号のいずれかに該当するほか、当該 開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に 従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはな らない。</p> <p>2 （略）</p>

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地域農林水産業振興施設整備計画の作成） 第十七条の二（略） 254（略）</p> <p>5  認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「係る」とあるのは「係るものであって、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号に」とする。</p>	<p>（地域農林水産業振興施設整備計画の作成） 第十七条の二（略） 254（略） （新設）</p>



○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）（抄）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所有権移転等促進計画の作成等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第四項の規定の適用については、同項中「農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければ」とする。</p>	<p>（所有権移転等促進計画の作成等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（抄）  
 （附則第十八条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総合化事業計画の認定）                      第五条（略）                      2～6（略）                      7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この章において同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同じ。）であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、<u>都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この項及び第七条第五項において同じ。）</u>に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該事項が次に掲げる要件に該当するも</p>	<p>（総合化事業計画の認定）                      第五条（略）                      2～6（略）                      7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この章において同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同じ。）であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の<u>都道府県知事の許可を受けなければならないものに係るものに限る。</u>）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、<u>当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</u>この場合において、<u>当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。</u></p>

のであると認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。

一・二 (略)

8～10 (略)

(研究開発・成果利用事業計画の認定)

第七条 (略)

2～4 (略)

5 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土地が農地又は採草放牧地であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならぬものに限る。)が記載されている研究開発・成果利用事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第五条第七項後段の規定を準用する。

一・二 (略)

8～10 (略)

(研究開発・成果利用事業計画の認定)

第七条 (略)

2～4 (略)

5 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土地が農地又は採草放牧地であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならないものに限る。)が記載されている研究開発・成果利用事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第五条第七項後段の規定を準用する。

改正案

現行

<p>第二十四条 前条の認定を受けた市町村（以下この条において「認定市町村」という。）は、地域協議会における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。）を作成することができる。</p> <p>一 当該食料供給等施設の用に供する土地が農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）であり、当該食料供給等施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可（同法附則第二項第一号及び第三号に規定する許可を除く。）を受けなければならないものに係るものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第二十四条 前条の認定を受けた市町村（以下この条において「認定市町村」という。）は、地域協議会における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。）を作成することができる。</p> <p>一 当該食料供給等施設の用に供する土地が農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）であり、当該食料供給等施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第四条第一項又は第五条第一項の許可（農林水産大臣の許可並びに同法附則第二項第一号及び第三号に規定する許可を除く。</u>）を受けなければならないものに係るものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>5  認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合に</p>	<p>(新設)</p>

における第一項及び前項の規定の適用については、第一項第一号中「係る」とあるのは「係るものであって、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号及び第六号に」とする。

（復興整備事業に係る許認可等の特例）

第四十九条 被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする事となることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得なければならぬ。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

2・3 (略)

4 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興整備計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。

一〇三 (略)

四 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に関する事項

五〇十 (略)

（復興整備事業に係る許認可等の特例）

第四十九条 被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする事となることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得なければならぬ。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

2・3 (略)

4 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興整備計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。

一〇三 (略)

四 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可（農林水産大臣の許可を除く。）に関する事項

五〇十 (略)

5  
～  
14

(略)

5  
～  
14

(略)

改正案	現行
<p>（復興整備事業に係る許認可等の特例）</p> <p>第十三条 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において四ヘクタールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする事となることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に関する事項</p> <p>五～十 （略）</p> <p>5～14 （略）</p>	<p>（復興整備事業に係る許認可等の特例）</p> <p>第十三条 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において二ヘクタールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする事となることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可（農林水産大臣の許可を除く。）に関する事項</p> <p>五～十 （略）</p> <p>5～14 （略）</p>

○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）（抄）  
 （附則第二十一条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設備整備計画の認定）            第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。次項第六号及び第十三条において同じ。）内において行う行為であつて同法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可をしてはならない場合に該当しないこと。</p> <p>4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申</p>	<p>（設備整備計画の認定）            第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。次項第七号及び第十三条において同じ。）内において行う行為であつて同法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可をしてはならない場合に該当しないこと。</p> <p>4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申</p>



請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号及び第三号から第九号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

(削る)

一 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの  
の 都道府県知事

二〇九 (略)

5 都道府県知事は、前項第一号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると

請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

一 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に限る。) 農林水産大臣

二 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの(前号に掲げる行為を除く。) 都道府県知事

三〇十 (略)

5 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる

認めるときは、同項の同意をするものとする。

一・二 (略)

6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一 第四項第三号に掲げる行為 森林法第十条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

二 第四項第四号に掲げる行為 森林法第三十四条第三項若しくは第四項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合又は同条第五項の規定により同条第二項の許可をしなければならない場合に該当すること。

三 第四項第五号に掲げる行為 漁港漁場整備法第三十九条第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

四 第四項第九号に掲げる行為 温泉法第四条第一項（同法第十一条第二項又は第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に

要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一・二 (略)

6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項第八号又は第九号に掲げる行為（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一 第四項第四号に掲げる行為 森林法第十条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

二 第四項第五号に掲げる行為 森林法第三十四条第三項若しくは第四項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合又は同条第五項の規定により同条第二項の許可をしなければならない場合に該当すること。

三 第四項第六号に掲げる行為 漁港漁場整備法第三十九条第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

四 第四項第十号に掲げる行為 温泉法第四条第一項（同法第十一条第二項又は第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に

より同法第三条第一項又は第十一条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

8 海岸管理者は、第四項第六号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第一項又は第八条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第四項第一号に掲げる行為（当該行為に係る土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。） 農林水産大臣

二 第四項第九号に掲げる行為（隣接都府県における温泉（温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。）の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。） 環境大臣

10 (略)

11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 第四項第一号に掲げる行為 都道府県農業会議

二 第四項第三号に掲げる行為 都道府県森林審議会

三 第四項第九号に掲げる行為 自然環境保全法（昭和四十七年法律第

より同法第三条第一項又は第十一条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

8 海岸管理者は、第四項第七号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第一項又は第八条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第四項第二号に掲げる行為（当該行為に係る土地に二ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。） 農林水産大臣

二 第四項第十号に掲げる行為（隣接都府県における温泉（温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。）の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。） 環境大臣

10 (略)

11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 第四項第二号に掲げる行為 都道府県農業会議

二 第四項第四号に掲げる行為 都道府県森林審議会

三 第四項第十号に掲げる行為 自然環境保全法（昭和四十七年法律第

八十五号) 第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の  
機関

12] 計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村(次項及び第二十四条において「指定市町村」という。)である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第二号から第九号まで」と、「第一号及び第三号」とあるのは「第三号」とする。

13] 第九項及び第十一項の規定は、指定市町村である計画作成市町村が設備整備計画(第四項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。)について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項及び第十一項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(設備整備計画の変更等)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項から第十三項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(事務の区分)

第二十四条 この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十

八十五号) 第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の  
機関

(新設)

(新設)

(設備整備計画の変更等)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項から第十一項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(事務の区分)

第二十四条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十

二年法律第六十七号) 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第七条第四項第一号及び第十一項第一号(これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)

二 第七条第四項第四号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。)にあつては、同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)

三 (略)

四 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第九項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされている事務

五 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第十一項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理すること

七号) 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第七条第四項第二号及び第十一項第一号(これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)

二 第七条第四項第五号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。)にあつては、同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)

三 (略)

(新設)

(新設)

とされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）